

みどりみらい ぐんじとしのりの議会報告

2000/09/30 Vol. 48 西の原 2-3-6-104 TEL/FAX 45-8362
E-MAIL ID / toshigunji@hotmail.com

印西市議会/平成 12 年第 3 回定例会報告 (3)

いつもお世話になっております。印西市議会(9月定例会)は、26日(火曜日)にて閉会いたしました。引き続き、今回も9月定例会の報告を行って参ります。

議案審議とその結果(2)

今回はこの定例会で議案となり、審議がされたものを抜粋して報告して参りたいと思います。本来は全て報告するのが当然ですが、紙面の都合上割愛させていただく案件もございますので、ご不明な点がございましたらお気軽にお問い合わせ下さい

専決処分の承認を求めることについて

(結果/可決 全員) 私も「賛成」しました。しかし、以下のような状況を踏まえて、市政に対して、質問を通じて提言をいたしました。

* 専決処分とは

議会で議決すべき事件とか、決定すべき事件があるのに、議決や決定が行われない場合には、長(印西市の場合「市長」)が議会に代わってそれらを行うことができます。

これを「長の専決処分権」といいます。この専決処分には法律の規定による専決処分(地方自治法 179 条)と議会の委任による専決処分(同法 180 条)とがあります。

この専決処分を行った長は、議会に報告し、その承認を求めなければなりません。(同法 179 条第 3 項)

(専決処分をした事案について

～交通事故による和解および損害賠償の額を定めることについて)

事故概要/平成 12 年 4 月 5 日印西市草深 452 番地 3 地先路上において、普通乗用車が走行中、道路に穴のあいている箇所があり、車の左前後のタイヤが穴に落ち、サスペンション及びタイヤ 2 本、ホイール 2 本が損傷した。

損害賠償額/324,355 円

和解の条件/市は相手方(ぐんじ注/議案書には掲載されておりますが、プライバシー保護の為このような表現にさせていただきます。)に対して 324,355 円を支払う。和解の相手方は、和解条件のほか、一切の債権債務がないことを確認し、今後なんらの請求を行わないものとする。

(ぐんじの質問と提言)

このような案件は年に 1 度は見受ける。そのたびに同じ質問が出て、同じ答弁を繰り返している。勿論、道路管理責任は市が負うべきだろうが、根本的な解決にはつながっていない。例えば、市民に参加を要請し、「道路パトロール隊」を発足してもいいのではないだろうか?(同様のことは宮崎市で行われている。)

(参考)印西市では、道路パトロールは週に 2 回、市の職員が行っている他、所用の為外出する市の職員も都度チェックし、更に郵政の職員にも委託し行っております。

* 市民の皆様にお願いです!

市内の道路で「穴があいている」「ひび割れが激しく道路が崩れそうだ」等々は市の道路管理課(電話 42-5111(代表))か私までご一報いただければ幸いです。市政は皆様からいただく税金で運営されております、ご協力のほど努めてよろしくお願ひ致します。

市の境界変更について

(結果/可決 全員) 私も「賛成」しました。

県営ほ場整備事業(睦北部地区佐山工区)を行うにあたり、八千代市と印西市の境界を変更するものです。/この場所は船尾交差点より16号線に向い神崎川の右側地区です。尚、「ほ場」とは畑をいいますが、今回の整備により近代的な大規模農業を行う為の整地を行うようです。

印西市福祉に関する事務所設置条例の一部を改正する条例の制定について

印西市社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(結果/両条例とも可決) 私も賛成しました。

この2つの条例は社会事業福祉法の規定により定められていたものですが、今回社会福祉法が改正され、その規定に従うことになったため、条例の規定を「社会福祉法」に合わせたものです。(その他、内容は一切変更がございません。)

国勢調査が行われます。

今月23日から調査票の配布が始まります。総務庁統計局では「プライバシー保護」を徹底する為に「個人情報保護マニュアル」を策定し、各世帯を訪問する国政調査員に配布しております。このマニュアルでは以下のようなことが記載されております。

- * 調査で知った世帯の内容のことは、絶対他の人に話さない。
- * 調査票が封入提出された場合には、絶対に開けない。
(くんじ注/調査表は「封入提出する」ことができます。)
- * 不必要なことは聞かない。
- * 調査書類は他の人の目に触れないように、厳重に管理する。

こうした守秘義務に反すると、統計法に基づき、1年以下の懲役か10万円以下の罰金が課せられることも指摘してございます。(この国政調査の市役所の窓口は企画調整課(電話42-5111(代表)となります。)

美しく清潔で快適なまちづくりについて

今回は、今回の9月議会で私の一番大きな質問テーマ(「環境問題」)についての執行部の答弁を紹介させていただこうと思います。今回は、私がなぜこのテーマを今回掲げたのかを、「経済大国日本」という立場から、以下に説明したく思います。

我が国の経済は、戦後飛躍的な発展を遂げ、国内総生産(GDP)は世界第2位の大きさになるとともに、一人当たりのGDPは世界の最高水準に達しています。自動車や各種の家電製品の普及率は国際的に見ても高く、衣料品や食料品も質・量ともに豊富な状況にあります。また、近年の24時間営業のコンビニエンス・ストアや自動販売機の普及により、いつでもすぐに欲しい商品を購入できるようになるなど、生活の利便性は格段に高まっております。

このように生活者の多くは物質的な豊かさを享受しているが、その反面、大量消費・大量廃棄パターンの定着等に伴う現在及び将来の環境悪化等に対し、様々な不安と懸念を抱くようになっております。こうしたことを背景に、物質的な豊かさより高次の欲求として精神的な豊かさを求める人が、近年増加しているのではないのでしょうか。

このように精神的な豊かさを実現するためには、特に環境面では、良好な生活環境づくりを構築することが不可欠であると思います。他方、生活環境が生活者の営為の結果である以上、生活環境づくりのために必要な「環境保全上望ましい生活行動」とはいかなるものであり、行政、企業等の各主体はそうした生活行動の形成にいかに関わるべきかが理解される必要があるともまた、思います。 /皆様はどのようにお考えになりますか?

いつもご声援、ご支援ありがとうございます。次回も引き続き、定例会の報告を行って参りたいと思います。この紙面へのご批判、ご意見、また市政へのご提言をお待ちしております。よろしく願い申し上げます。 くんじとしのり